

別紙

志布志市「志の実現を応援！」 クラウドファンディング活用支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、クラウドファンディングを活用したふるさと納税及び企業版ふるさと納税（以下、「寄附」という。）により資金調達を行い、地域の課題解決又は活性化につながる特色のある事業を行う者を支援するため、予算の範囲内において、志布志市「志の実現を応援！」クラウドファンディング活用支援事業（以下、「支援事業」という。）の実施に関し、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）及び志布志市補助金等交付要綱（平成23年志布志市告示第24号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 第8条に規定する認定事業を実施するための資金を市が登録するインターネットサイトで募集し、調達することをいう。
- (2) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項及び第314条の7第1項に規定する寄附をいう。
- (3) 企業版ふるさと納税 地域再生法第5条第4項第2号に規定する法人から寄附をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、人件費、食糧費、維持費、補助対象事業により生じた収入の額及び市長が補助対象経費とすることが適当でないとするものについては、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号の合算額から寄附募集にかかる手数料等を差し引いた金額を補助金で交付するものとし、補助対象経費の額を超えないものとする。

- 2 補助金の額の算出に当たっては、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第13条に該当する寄附を除き、かつ、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 寄附により受けた寄附額は、第12条の補助金の請求までの間、次の各号に掲げる基金へ積み立て管理する。

(1) ふるさと納税で受領した寄附の場合 志布志市ふるさと志基金条例（平成20年志布志市条例第35号）に基づく志布志市ふるさと志基金

(2) 企業版ふるさと納税で受領した寄附の場合 志布志市企業版ふるさと納税基金条例（令和4年志布志市条例第4号）に基づく志布志市企業版ふるさと納税基金

4 補助予定額が補助対象経費の4分の1の額に達しない場合は交付しない。

5 市長は、前項の規定により交付されなかった補助金については、志布志市まち・ひと・しごと創生推進計画に資する事業に充当するものとする。

（クラウドファンディングを行う公募期間）

第5条 クラウドファンディングを行う期間は、原則として市の会計単年度内における最大90日間で、かつ、第8条で認定を受けた期間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

（事前協議）

第6条 補助対象者は、市との相互理解を促進するとともに提案内容を本事業の趣旨に沿ったより良いものとするために、支援事業エントリーシート（様式第1号）に参考資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の資料をもとに、補助対象者との間で協議を行うものとする。

（事業の認定申請）

第7条 補助対象者は、前条の事前協議の実施後、市が別に定める期日までに、支援事業認定申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第3号）

(2) 収支予算書（様式第4号）

(3) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、法人以外にあっては代表者の住民票の写し及び個人事業の開業・廃業等届出書の写し

(4) 直近の決算報告書及び確定申告書の写し

(5) 団体の活動概要が分かる資料（会報、ホームページの画面印刷など）

(6) その他市長が必要と認める事項

（事業の認定）

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、支援事業認定（不認定）通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、認定事業に必要と認められる条件を付すことができる。

3 認定事業は、同一団体の同一活動に対しては、連続する3年度までに限る

ものとする。

(寄附の募集)

第9条 前条の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、市と必要な事項についての協議を行い、協議結果を踏まえ、市は、クラウドファンディングによる寄附募集を実施するものとする。

2 認定者は、当該クラウドファンディングの周知を行うなど、自ら積極的に寄附募集を行うものとする。

3 市長は、第1項の協議の結果、認定事業の内容について、志布志市補助金等交付規則第18条に規定する事由等の適当でない事由があると認めるときは、認定事業の認定を取り消し、当該認定事業に係るクラウドファンディングによる寄附募集を実施しないこととする。

4 クラウドファンディングによる寄附募集に関する紛争、トラブル等については、市長及び認定者双方協議し、解決にあたるものとする。また、責任については、市長及び認定者双方協議の上、決定するものとする。

5 第1項の規定による募集に応じた寄附者は、寄附をする際に、充当すべき認定事業を指定するものとする。

6 前項の場合において、当該寄附者が寄附をした後に、当該指定した認定事業について、次に掲げる事由が生じたときは、当該指定した認定事業以外の事業に当該寄附が充当されることを承諾した上で、寄附をするものとする。

(1) 認定者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。

(2) 補助予定額が補助対象経費の4分の1の額に達しなかったとき。

(3) 寄附の額が事業の完了後の事業費を上回った場合。

(4) 第10条の議案が志布志市議会で議決されなかったとき。

(5) その他特別な事情により市長が認定事業を実施すべきでないと判断したとき。

7 前項各号に掲げる事由が生じた場合において、寄附者は、寄附の返還を市長に求めることができないものとする。

8 寄附者は、第5項の規定により認定事業を指定する場合において、当該寄附者と関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社をいう。）にある団体が実施する認定事業を指定してはならない。

(補助金の予算)

第10条 市長は、認定事業について、志布志市議会に対し、当該認定事業の補助金の予算に係る議案を提出するものとする。ただし、第9条第6項第1号、第2号及び第5号に掲げる事由に該当するときは、この限りでない。

2 認定者は、当該事業の実施に関し、市長から、公益上の理由により内容の補正の指示があったときは、正当な理由がある場合を除き、当該指示に従うものとする。

(寄附額の確定)

第11条 市長は、寄附募集期間満了又は認定者との協議による寄附募集打ち切りにより寄附金の額が確定し、かつ、前条の議決を経たときは、その額を速やかに認定者に通知するものとする。

(交付の申請)

第12条 前条の通知を受けた後、認定者は、市が別に定める期日までに、志布志市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、認定者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(認定事業の着手)

第13条 認定事業の着手時期は、原則として補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるとき、志布志市補助金等交付規則第9条の規定により、関係書類を提出するものとする。ただし、事業の性質やその他のやむを得ない事由があると市長が特に認める場合は、この限りではない。

(1) 前条の規定による交付決定がされなかったとき。

(2) 第10条の議案が志布志市議会で議決されなかったとき。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、志布志市補助金等交付規則第9条の2により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 志布志市補助金等交付規則第13条の規定による書類の他、次の書類を提出しなければならない。

(1) 領収書の写し又は支払が確認できる書類

(2) 写真等事業の完了が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の前金払又は概算払)

第15条 志布志市補助金等交付規則第17条の規定により市長に申請しなければならない。ただし、概算払いについては交付決定額の2分の1以内を上限とする。

(事故の報告)

第16条 認定者は、認定事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は認定事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、志布志市補助金等交付規則第19条のほか、認定事業の実施にあたって剰余金が生じた場合は期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前条及び前項により生じた損害については、市長は、その賠償の責任を負わない。

(返還された補助金の取扱い)

第18条 市長は、前条第1項の規定により返還された補助金については、第4条第5項のとおり取り扱うものとする。

(財産の管理及び処分の制限等)

第19条 認定者は、認定事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、認定事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的等を勘案して、認定事業が完了した日の属する年度の終了後5年間(土地取得の場合は10年間)とし、認定事業者は、処分を制限された取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、認定事業者が前項の期間内に取得財産等を処分したときは、交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を市に納付させることがある。

(寄附に対する謝意)

第20条 認定事業に係る寄附について、認定者は、寄附した者に謝意を表することができる。

2 前条の規定は、志布志市ふるさと納税推進事業実施要綱(平成27年志布志市告示第29号)及び志布志市企業版ふるさと納税実施要綱(令和5年志布志市告示第73号)について準用する。

- 3 市長は、前項の規定による認定事業に係る寄附を受領した場合において、寄附者が同意したときは、認定者に寄附者の情報を提供することができる。ただし、寄附した者に謝意を表する以外の目的での使用並びに第三者への提供は禁止するものとする。
- 4 第1項の謝意を表する内容については、第8条で認定を受けたものとする。
- 5 認定者は、寄附者に対して謝意を表した場合、その実績を市長へ報告しなければならない。
- 6 認定者は、補助金の活用実績、認定事業の実施内容について、市民等への情報発信に努めるものとする。

(個人情報保護)

第21条 認定者は、認定事業を行う上で知りえた個人情報については、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うものとし、定められた目的以外に使用してはならず、事業期間中及び事業終了後においても、第三者等に当該個人情報を洩らしてはならず、事業期間中及び事業終了後においても、第三者等に当該個人情報を洩らしてはならない。

(書類の保管)

第22条 認定者は、志布志市補助金等交付規則第23条の規定により書類を整備しなければならない。また、当該認定事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間は保管しなければならない。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月29日から施行する。

別表（第3条関係）

科目	補助対象経費
報償費	講師、アドバイザーへの謝礼等
旅費	講師、アドバイザーへの交通費、宿泊費等
需用費	印刷製本費、修繕費、消耗品費等
役務費	通信運搬費等
委託費	設計費等
使用料及び借上料	機器及び施設等の使用料、借上料
工事請負費	新築及び増改築費等
財産購入費	工場・作業所等の建物取得費、土地購入費
備品購入費	機械等
その他市長が特に必要と認める経費	

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

志布志市「志の実現を応援！」クラウドファンディング活用支援事業
エントリーシート

団体名

--

団体情報

代表者氏名			
担当者氏名			
住 所	〒		
電 話 番 号		FAX番号	
メールアドレス			

プロジェクト名

--

プロジェクト概要

提案理由・背景	
プロジェクト内容 スケジュール	
目指すところ	
市に期待する役割	※情報提供、活動の場の提供、広報、関係機関の連絡調整等、市に期待する役割を具体的に記載してください。 ※関係する市の部署が分かりましたら記載してください。

目標金額

	円
--	---

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

志布志市長 様

所在地
名称
代表者氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

志布志市「志の実現を応援！」クラウドファンディング活用支援事業
支援事業認定申請書

プロジェクト名	
目標金額	円
担当者連絡先	氏名 住所 電話番号 FAX番号 Mail:
備考	

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 収支予算書（様式第4号）
- (3) 法人にあつては定款及び登記事項証明書、法人以外にあつては代表者の住民票の写し及び個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (4) 直近の決算報告書及び確定申告書の写し
- (5) 団体の活動概要が分かる資料（会報、ホームページの画面印刷など）
- (6) その他市長が必要と認める事項

様式第3号（第7条関係）

事業計画（実績）書

団体名		
プロジェクト名		
プロジェクト実施場所及び対象者		
プロジェクトの目的・目標	（解決すべき地域課題や社会的課題、達成したい数値目標等についてご記入下さい）	
プロジェクトの内容	（上記の目的を達成するために、具体的に行うことについてご記入下さい）	
プロジェクトの期間		
実施計画(実	時期	内容（予定回数、活動場所、対象者、人数等）

績)		
広報手法	(団体のホームページ、専用ホームページ、チラシ、会員へのダイレクトメール等)	

プロジェクト 実施歴 (目的達成 度)	(申請プロジェクトを以前から行っている場合は、必ずご記入下さい。) (社会課題の解決や地域課題への貢献、達成した数値目標等、達成度をご記入ください)	
自己資金 調達手法 (プロジェ クト の今後の展 開)	(交付申請額より寄付金が集まらない場合の自己資金調達手法を必ずご記入下さい。) (次年度以降どのようにプロジェクトを展開(継続)していくかについてご記入ください)	
その他 特記事項		

様式第4号（第7条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部

区分	本年度予算額 （本年度決算 額）	前年度予算額 （前年度決算 額）	差引増減 額	摘要
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区分	本年度予算額 （本年度決算 額）	前年度予算額 （前年度決算 額）	差引増減 額	摘要
	円	円	円	
計				

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日
（ 課扱い）

様

志布志市長

志布志市「志の実現を応援！」クラウドファンディング活用支援事業
支援事業認定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次の
とおり決定したので、志布志市「志の実現を応援！」クラウドファンディング
活用支援事業要領第8条の規定により通知します。

申請年月日	年 月 日
プロジェクト名	
認定の結果	認定 ・ 不認定
認定番号	第 号
理由（不認定の場合）	
特記事項（条件等）	

(制定理由)

クラウドファンディングを活用したふるさと納税及び企業版ふるさと納税により資金調達を行う、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に基づき市が定める計画に資し、かつ、地域の課題解決又は活性化につながる事業に関し、必要な事項を定める必要がある。